

## イランにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日鉄連	(1)	自国鉄鋼業優遇措置	・1982年3月、自国鉄鋼業保護のための措置で、国内ミル製造品目について国内ミルの Non-Production Certificate 取得を要求されることがある。	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	日鉄連	(2)	自国船の優先配船	・1982年3月、国営船社(IRISL)使用義務付けを中銀が通達。政府買付機関向けには数量が大きいこともあり、特に厳密に適用されている。 1990年10月、国営船社の優先使用。500MT以上のロットは原則的に IRISL の使用を義務付けている。条件付(Freight の10%相当を penalty として支払う)で他国船使用も可。	・制度の撤廃。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	船積み前検査	・2015年8月、鉄鋼製品等を含む船積み前検査を導入。		
12 為替管理	日機輸 日商	(1)	為替管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ - 1980年8月、L/C 発行に PBO、大蔵省、総理府、商業省、中銀の許可が必要となる。</li> <li>・ - 1992年3月、L/C 延長につき、中銀の許可取得が必要になる等の規制が実施された。</li> <li>・ - 1993年10月、L/C 発行を含む全ての為替取引につき、商業省の許可が必要となる。</li> <li>・ - 1994年、輸入が厳しく制限され、原則としてイラン金融機関を経由しない輸入は非合法となる。同時に輸出見合いの輸入については厳しく制限されることとなった。</li> <li>・ - 1997年末頃から AT SIGHT L/C の開設が増え、本年初めより90%以上の L/C は原則 AT SIGHT で開設されている。為替レートは USD1=IR3000 に固定される一方、生活必需物資等の輸入用の Floating レートとして USD1=IR1750 が適用。</li> <li>・ - 1999年3月、輸出為替レート USD=IR3000 廃止。</li> <li>・ - 2000年3月、テヘラン証券取引所で為替取引開始。</li> <li>・ - 2001年央、輸入優遇レート USD=IR1750 廃止。</li> <li>・ - 2002年3月、外貨事情好転と輸入規制緩和のため、経済及び国家財政の健全化実勢レートに統一化される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBI / 市場レートの一本化。</li> <li>・ 規制撤廃。</li> </ul>	
				<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替取得方法: 市中銀行、国内通貨名: リアル</li> <li>a. 指定通貨: ユーロ、オーストラリアドル、カナダドル、日本円、ノルウェークローネ、英ポンド、スウェーデンクローナ、米ドル、デンマーククローネ、スイスフラン他</li> <li>b. 2006年12月より、ドルによる L/C 開設を停止。ユーロなど他通貨での L/C 開設となる。 (出所: 経済委員会令第309/158528号 2006年12月13日公布)</li> </ul>		
	日鉄連	(2)	外貨割当による輸入管理	・1986年6月、輸出入バランスを図り、計画的輸入を行うため、各省による外貨割当により事実上コントロールしている(L/C 発行時にチェックされる)。	・制度の撤廃。	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13金融	日機輸	(1)	米国制裁に基づく金融制限	・米国による制裁の為、円取引しか日本側は対応出来ない。又、米企業傘下に入った日本メーカーは取引出来ない。 ・イラン側は US\$又は Euro での支払いを希望しているが、日本の銀行が円での決済しか受け付けない。 ・元々は日本企業であったが、米国企業に買収され、嘗て納入した機械の部品・予備品が輸出できなくなった。	・銀行の柔軟な対応。	・米国による対イラン制裁
14税制	日機輸	(1)	内容が不明確な税法	・イラン国内法は課税範囲や定義が不明確であり、税務当局側の有利な解釈に基づき課税された事例あり。	・日本・イラン間の租税条約を締結による、課税範囲の明確化。	
17知的財産制度運用	時計協	(1)	税関での水際取締にかかる問題点	・税関差止めは、裁判所より差止め命令が必要である。貨物を特定して裁判命令を受けることは困難である。	・税関に知財権侵害貨物について職権での差止め権限を付与すること及び税関登録制度の制定を望む。	
20独占	日鉄連	(1)	政府機関による集中購買	・1980年8月、自力で有利な買付のできない中小需要家の保護及び特定量輸出品目の計画的配分のため、政府機関(例えば IDRO 等)が主として汎用大量品種を集中購買する。民営化の動きがあった。	・制度の撤廃。	
25政府調達	日鉄連	(1)	バイ・イラニアン政策	・2009年3月、自国鉄鋼業を保護するため、政府機関が調達する鋼材については国産材に限定することを通達。	・制度の撤廃。	

\* 経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。